

医療技術等国際展開推進事業

平成28年度要望額 698,174千円 (371,987千円)

事業の概要

○「日本再興戦略」改訂2015において、新興国・途上国等に対して、アウトバウンドの基盤となる保健サービス・システムの強化の支援を行うこととされている。

○厚生労働省では、医療の国際展開のための施策として、新興国等各国保健省との協力関係構築を通じて、我が国の先端医療についての技術移転や、公的医療保険制度に関する知見や経験の移転などを推進していくこととしている。

○そのため、我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療現場の知見を有する医師や医療従事者等を諸外国へ速やかに派遣し、または諸外国からの研修生を我が国の医療機関等へ受け入れる事業を実施する必要がある。

○本事業は、専門家派遣等に係る業務委託(専門家派遣経費、研修生受入経費)とし、保健・医療分野の国際的な人材育成支援に高い専門性・経験を有する(独)国立国際医療研究センター(NCGM)を事業主体とする。

参考:「日本再興戦略」改訂2015(抜粋)

WHO等の国際的な組織とも連携しつつ、新興国・途上国等に対して、アウトバウンドの基盤となる保健サービス・システムの強化を支援し、世界的な公衆衛生危機や高齢化・認知症等への取組に資する我が国の技術・知見の国際社会への発信及び官民連携を通じて栄養改善事業の国際展開の取組を支援する。

事業イメージ

